

# 大山隠岐国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を改正する件

## 1. 基準の特例制度の概要

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項に基づき、国立公園における特別地域においては、当該公園の風致を維持するため、一定の開発行為を規制し、環境省令で定める基準に適合しないものについては、許可してはならないとしている。その一方で、唯一無二の存在である自然の風致又は景観の保護のための規制内容は、地域によって様々であり、許可基準となる自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「施行規則」という。）第 11 条第 1 項から第 34 項までに掲げる基準を一律に適用することは、その自然的、社会経済的条件から判断して適当でない場合がある。このような場合において、国立公園にあつては環境大臣が認めて指定した特別地域又は特別保護地区の区域及び当該区域内において行われる行為については、環境大臣は、行為の許可基準の特例を定めることができるとしている（施行規則第 11 条第 35 項）。

## 2. 基準の特例を定める趣旨・背景

大山隠岐国立公園大山蒜山地域（第 5 次点検）において公園に編入予定の三徳山を含めた一体は、国宝投入堂などの宗教施設群がある信仰の場となっているなど極めて良好な風致が維持されていることから第 1 種特別地域に指定される見込みである。

しかしながら、これら宗教施設群の再建、建て替え等は、社寺の管理運営上必要な行為であるが、許可基準に該当しない状況にある。また、正善院の火災全焼に伴い予定されている建て替えのための資材運搬及び三仏寺一帯の防災面も含めた社寺の管理運営のため、車道の必要性が挙げられている。

このようなことから、当該地区の文化的景観と一体となった風致を維持するため、社寺の管理運営上必要とされる行為について基準の特例を設けることが必要である。

## 3. 基準の特例を定める区域の範囲

大山蒜山地域 鳥取県東伯郡三朝町大字三徳の一部

三徳山 A 地区 及び 三徳山 B 地区（範囲は別添図面のとおり）

## 4. 基準の特例の概要

（三徳山 A 地区）

施行規則第 7 項中に規定する行為については、同項第一号ロ（2）中「地域住民の日常生活」とあるのは、「地域住民の日常生活又は社寺の管理運営」と読み替える。

（三徳山 B 地区）

（1）施行規則第 1 項中に規定する行為については、同項ただし書中「公益上」とあるのは、「公益上若しくは社寺の管理運営上」と読み替える。

- (2) 施行規則第6項中に規定する行為については、同項ただし書中「第二項ただし書に規定する行為に該当するもの」とあるのは、「社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築又は既存の建築物の改築等、社寺境内地において過去に存していた寺院等の再建のための新築であって当該地において伝統的若しくは文化的意義を有すると認められるものであって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの」と読み替える。
- (3) 施行規則第12項中に規定する行為については、同項第1号ハ中「公益上」とあるのは、「公益上又は社寺の管理運営上」と読み替える。
- (4) 施行規則第13項中に規定する行為については、同項中「前項各号」とあるのは本特例において読み替えられた「前項各号」と、同項第2号ロ中「公益上」とあるのは、「公益上又は社寺の管理運営上」と読み替える。